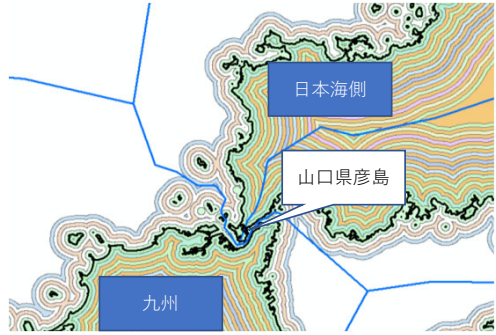


泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-6
提出年月日	令和5年3月28日

泊発電所3号炉 今回提出の審査資料に対する記載適正化予定リスト  
第6条 外部からの衝撃による損傷の防止（竜巻）

No.	条文	まとめ資料 ページ番号	比較表 ページ番号	適正化予定内容
1	6条	-	6竜巻-別添1-添付2.3-2	<p>泊の竜巻検討地域（日本海側+北海道襟裳岬以西）と同じである大飯は、北九州竜巻2個を含めていることに対して、泊はBWR審査実績の反映として、柏崎刈羽や島根（日本海側）と同様に北九州竜巻2個を含めていない。大飯との相違理由として、「北九州の陸上竜巻2個は海岸線から5km圏外」と記載しているが、当該竜巻を含めない理由が日本海側の定義に入らない地域での竜巻であったため、以下のとおり記載を適正化する。（下線部参照）</p> <p>（変更前） 島根審査実績の反映 ・大飯は北九州の竜巻を含めているが、BWRの審査実績より、日本海側の竜巻検討地域では、竜巻リストを精緻化した（<u>山口県彦島の南側で発生した北九州の陸上竜巻2個は海岸線から5km圏外</u>） ⇒大飯No.1,70（計2個）</p> <p>（変更後） 島根審査実績の反映 ・大飯は北九州の竜巻を含めているが、BWRの審査実績より、日本海側の竜巻検討地域では、竜巻リストを精緻化した（<u>日本海側の定義は、南西端は山口県下関市彦島までとして、九州は日本海側を含めない。そのため、北九州竜巻2個の竜巻は竜巻検討地域で発生した竜巻として抽出しない。</u>） ⇒大飯No.1,70（計2個）</p>   <p>日本海側の南西端は、山口県下関市彦島とする。関門海峡を境として、彦島以北の山口県側で発生・通過した竜巻を、日本海側で発生・通過した竜巻とする。</p>